

物価高に係る補助金制度 申請方法（診療所）

物価高騰に対する補助金制度の申請受付が 4 月中旬より開始された。①長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金は県が実施するもの、②診療所等物価上昇対応支援金は厚労省の医療介護等支援パッケージにおける「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」のうち物価上昇に対応する支援とな

①長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金

施設	支給額	
	基準単価	加算額
病院・有床診療所	10 万円	2 万円×許可病床数※
無床診療所（医科・歯科）	6 万円	—

※許可病床数は令和 7 年 12 月 1 日現在

支給要件

- ・光熱費、食材費について原油価格等の高騰の影響を受けていること。
- ・申請日時点で休止中でなく、支援期間（令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日）において休止又は廃止の予定がないこと。
- ・令和 7 年 12 月 1 日時点で、保険医療機関であること。

る。いずれも県に対して申請し、1 回の申請で①②両方に申請できる。なお、同パッケージの賃上げ支援分については、5 月中旬以降に公表される見込み。

また、病院に対する同パッケージにおける物価上昇対応支援については、業務委託事業者からの通知に則り国へ請求することとなるため掲載を省略する。

②診療所等物価上昇対応支援金

施設		支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数※ 13 床以下	1 施設× 17 万円
	許可病床数※ 14 床以上	病床数※× 1.3 万円
無床診療所（医科・歯科）		1 施設× 17 万円

※ 許可病床数は令和 7 年 8 月 1 日現在（「病床数適正化支援事業」により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除く）

支給要件

- ・保険医療機関であり、令和 7 年 4 月 1 日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること。
- ・申請日時点で休止中でないこと。
- ・歯科診療所は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

	申請先	申請期間	申請方法 ※一回の申請で①②両方に申請できる		長野県ホームページ	問合せ先
			電子申請	郵送申請 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出		
① ② 共通事項	長野県	令和 8 年 4 月 13 日～6 月 30 日 ※郵送申請の場合、 6 月 30 日の消印有効 支払目安：約 3 カ月	県ホームページよりメールアドレスを登録し、届いたメールに記載された申請フォームより申請する。 【添付データ】 ・振込先口座の通帳等の写真等	県ホームページより支給申請書をダウンロードし、添付書類を添えて、下記宛先へ郵送する。 【添付書類】 ・振込先口座の通帳等の写し ・委任状（支援金を申請者以外の者が受け取る場合のみ） 〒 380-0821 長野県長野市上千歳町 1137-23 リアライズ長野ビル 2 階（日本旅行長野支店内） 【長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等事務局】宛	 ・電子申請 ・郵送申請における申請書類のダウンロード	長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等事務局 電話：026-234-6300 受付：9:00 ～ 17:00 （土・日・祝日除く）

歯科

2026 年診療報酬改定疑義解釈

2026 年度診療報酬改定に向け、疑義解釈が発出されているが、4 月末時点で既にその 4 まで出されている。今号では疑義解釈資料より歯科関係を紹介する。

その 3 より

【新製有床義歯管理料】

問 1：令和 8 年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の算定単位が「1 装置」に見直されたが、同日に複数の有床義歯を装着した場合であっても、1 装置ごとに当該有床義歯の管理に係る情報を文書により提供することが必要となるのか。

(答)：複数の義歯に関する取扱方法等、当該有床義歯の管理に係る情報が記載されていれば、1 枚の文書により提供しても差し支えない。

【画像診断】

問 2：顎関節疾患を診断するために歯科パノラマ断層撮影を 1 枚撮影した後、開閉口時の顎関節の状態等、歯科

パノラマ断層撮影では当該疾患の診断が困難であったことから、同日に顎関節に対して選択的なパノラマ断層撮影ができる特殊装置により、咬頭嵌合位、最大開口位、安静位等の異なった下顎位で一連の分割撮影を行った場合、2 枚目の診断料と撮影料はどのように算定すればよいか。

(答)：診断料と撮影料は所定点数により算定する。

問 3：第 4 部画像診断「通則 5」の電子画像管理加算について、「通則 2」及び「通則 3」に係る「同一の部位」、「同時」の取扱いを踏まえて、「同一の部位」又は「同時」に該当しない場合は、それぞれ算定してよいか。

(答)：算定可能。
編注：「同一の部位」「同時」の取扱いについては『歯科診療報酬 2026 年改定の要点と解説』の P.78 を参照。

【暫間歯冠補綴装置】

問 4：「M003-2 暫間歯冠補綴装置」

の留意事項通知（1）について、

①同一欠損部位に対する当該項目の再度の算定について、「ロ」の歯周治療用装置の再製作を除き、「ニ」の歯科用暫間被覆冠成形品を算定後に、「イ」のリテーナーを算定する場合に限り、算定可能か。

②「ニ」の歯科用暫間被覆冠成形品の使用時に、固定源である欠損部の両隣在歯に動揺が生じており連結固定が必要な場合は、固定源の歯について、「I014 暫間固定」の算定は可能か。

(答)：①そのとおり。②算定可能。

【歯周病継続支援治療】

問 5：「I011-2 歯周病継続支援治療」の留意事項通知（1）について、「2 回目以降の歯周病検査の結果、次のいずれかに該当する状態をいう」とあるが、当該歯周病検査とは、「D002」に掲げるいずれかの歯周病検査を行えばよいか。

(答)：そのとおり。患者の年齢や歯周組織の状況等に応じて「D002」に掲げる歯周病検査のいずれかの検査を実

施すること。なお、乳歯が含まれる歯列に対して本区分を算定する場合においても、永久歯の歯数に応じて算定すること。

【有床義歯】

問 6：鏑鉤、線鉤、コンビネーション鉤及び大連結子について、歯科用貴金属を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載することとされているが、どのような理由が該当するのか。

(答)：例えば、鉤歯の状態により、歯科用貴金属でなければ鉤の破折が起り得る等の歯科医学的な理由が該当する。

その 4 より

【歯科技工所ベースアップ支援料】

問 1：「歯科技工所ベースアップ支援料」の留意事項通知（3）において、「本区分は M005 に掲げる装着又は N008 に掲げる装着の算定日に算定する」とされているが、患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合又は患者が死亡した
3 面へ続く